

鴻巣市スクールバス運行管理に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に伴い通学区域の変更が行われた学校の児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の通学の安全確保及び負担軽減を図るために鴻巣市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が運行するスクールバスの運行管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者等)

第 2 条 スクールバスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、別表の左欄に掲げる学校に通学する児童生徒のうち、同表の右欄に掲げる通学区域に住所を有するものであって、かつ、当該学校から直線距離で 2 k m を超える区域から通学するものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 スクールバスを利用することができるのは、次に掲げるときとする。

- (1) 利用者が登下校に利用するとき。
- (2) 利用者が休日の学校行事等に参加するとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

(利用者の遵守事項)

第 3 条 利用者は、教育委員会が別に定める遵守事項に従って、スクールバスを利用しなければならない。

(利用の制限)

第 4 条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対しスクールバスの利用を停止することができる。

- (1) 利用者が第 2 条第 1 項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者が前条の規定による遵守事項に著しく違反していると認められるとき。

(運行計画等)

第 5 条 利用者が通学する学校の校長（以下「校長」という。）は、月毎のスクールバスの運行計画を記載した書類（以下「月間運行計画書」と

いう。)を作成し、並びに運行月の前月20日までに教育委員会に提出し、及び利用者の保護者に配布しなければならない。

2 校長は、月間運行計画書に変更が生じた場合は、変更した月間運行計画書を教育委員会及び利用者の保護者に提出しなければならない。

(運行の委託)

第6条 教育委員会は、スクールバスの運行管理業務を、適切な事業運営が確保できると認められる事業者等に委託することができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表 (第2条関係)

学校名	通学区域
鴻巣市立鴻巣中央小学校	笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曾根
鴻巣市立下忍小学校	北新宿